

平成２８年度 介護職員初任者研修課程事業 学則

1 目 的

高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や虚弱な高齢者世帯、寝たきりや認知症等の要介護者が増加しているがこうした人々を社会全体で支えるシステムとして、介護保険制度が施行されました。

このような福祉制度の充実により、本町における介護保険事業の人材育成と雇用促進を図るとともに、これからの福祉ニーズに対応できるような家族介護や福祉教育に役立てることを目的とする。

2 研修事業の名称

最上町社会福祉協議会介護職員初任者研修課程事業

3 実施場所

講義会場：新庄北高等学校最上校 「会議室」

最上町大字向町字水上 869-2 電話 ０２３３－４３－２３４９

最上町健康センター 「大会議室」

最上町大字向町 43-1 電話 ０２３３－４３－３１１７

演習会場：特別養護老人ホーム紅梅荘 「リハビリホール」

最上町大字向町 73-3 電話 ０２３３－４３－３６６１

最上町健康センター 「大会議室」

最上町大字向町 43-1 電話 ０２３３－４３－３１１７

4 研修期間

平成２８年５月１８日（水）から平成２８年９月２１日（水）まで

5 研修終了の認定方法

修了の認定は、研修の全科目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると最上町社会福祉協議会長が認めた者とする。なお、修了評価の方法は次のとおりとする。

- ① 修了評価は、全科目の修了後に筆記試験により行う。
- ② 生活支援技術の演習に係る施設実習は、各実習先から実習報告書に基づき当該科目・項目の担当講師が評価する。
- ③ 筆記試験は、１００点満点とし、Ａ（８０点以上）、Ｂ（７０点～７９点）Ｃ（６０点～６９点）、Ｄ（６０点未満）の４区分により評価する。実技試験及び施設実習の評価は合計で１００点満点とし、Ａ（８０点以上）、Ｂ（７０点～７９点）、Ｃ（６０点～６９点）、Ｄ（６０点未満）の４区分により評価する。
- ④ 上記評価区分でＣ及びＤと判断された者については、再試験を実施する。再試験の結果、Ｂ区分以上の者のみ合格とする。

6 受講資格

- ① 平成２８年度山形県立新庄北高等学校最上校第３学年福祉コース選択者のうち

希望者 7名

② 介護職員として活動しようとする健康で熱意のある最上町在住者及び近隣市町村在住者

7 受講手続（募集要領等）

申込期間を設定し申し込み用紙に記入する。

定員に達ししだいに締め切るものとする。

8 受講料、テキスト代、実習費等

受講料 30,000円 テキスト代7,000円

※テキスト購入時の送料は開催者負担とする。また、福祉施設の実習で指定する項目の健康診断が必要な場合、その経費及び個人にかかる経費は別途負担とする。

9 募集人員

15名（福祉コース選択者のうち希望者 7名を含む）

10 使用するテキストの名称

一般財団法人 長寿社会開発センター発行 「介護職員初任者研修テキスト」

11 補講の方法

研修を欠席の場合は補講を実施する。補講に関する費用は無償とする。

12 修了者の管理

修了者名簿を作成し知事に提出する。修了証明書を紛失した場合は、申し出により当協議会が再発行を行い手数料は無料とする。

13 課程編成責任者

最上町社会福祉協議会 地域福祉係長 阿部 竜也